

千葉県「介護事業所の業務改善フォローアップ研修」募集要項

1. 目的

急速に進む高齢化によって介護需要が高まる一方、人口減少から介護人材の大幅な不足が見込まれており、介護事業所における生産性の向上は喫緊の課題となっています。介護事業所においては、事業所の課題を踏まえて、業務改善策を検討し、介護ロボットや ICT などのテクノロジーを効果的に活用するなどの業務改善を行いながら、介護の質の向上を図るとともに、介護業務の負担軽減や働きやすい職場環境づくりを進めていくことが求められています。こうしたことを同時に実現し、今後の本県のモデルとなる介護事業所の姿を示し、他の事業所に普及させていくことを目的に本事業を実施いたします。

2. 事業内容（時期については予定）

- ・ 年に3回、業務改善に関する研修を実施いたします。3回の研修は一連のプログラムであるため、すべてのプログラムに参加をお願いいたします。
- ・ 各研修プログラムには、事業所の管理者および現場スタッフ（リーダークラスの参加が望ましい）の2名での参加となります。なお、各研修プログラムの参加者は同一の方としてください。
※ 3名以上で参加したい場合は、その旨を申請書に記載ください
- ・ 参加事業所は各研修プログラムの内容を踏まえて、業務改善活動を実施するようお願いいたします。
- ・ 本事業は、昨年度に立案・実施した改善計画を振り返るとともに、その成果や課題を他の事業所と共有し合いながら、より効果的かつ新たな課題に対する改善活動へとつなげることを目的としています。

【研修内容】

第1回研修プログラム「昨年度作成した実行計画と実施した改善活動を振り返り、今年度実施する改善活動の計画を立てよう」（7月29日（水）に千葉市内で実施予定）

→昨年度の取り組みを通じて得られた成果および課題について、振り返りを行いながら、今年度取り組む計画を策定します。

第2回研修プログラム「今年度実施している改善活動を振り返り、計画の見直し等を実施しよう」（11月27日（金）に千葉市内で実施予定）

→活動実施以降、上手くいっている点・改善が必要な点を整理の上、計画の修正を行います。

第3回研修プログラム「今年度作成した実行計画と実施した改善活動を振り返ろう」（1月27日（水）に千葉市内で実施予定）

→今年度の活動を成果発表形式で振り返り、次年度に向けて取り組みを検討します。

3. 事業実施期間

本事業の実施期間は、選定の日から令和9年3月末までとします。

4. 募集事業所及び募集数

・介護保険法に基づく指定もしくは許可又は老人福祉法に基づく認可を受けた、千葉県内に所在する介護事業所

・「介護事業所の業務改善フォローアップ研修」への参加は10事業所程度とします。

5. 応募資格

介護保険法に基づく指定もしくは許可又は老人福祉法に基づく認可を受けた千葉県内に所在する介護事業所で、かつ2の「事業内容」を実施できること。

令和6年度、または令和7年度に実施された「介護事業所の業務改善研修」を受講していること。ただし、令和7年度に実施された「介護事業所の2年目業務改善研修」を受講した場合を除く。

6. 提出書類

本事業に応募する者は、以下の書類を提出すること。なお、申請に必要な経費は申請者の負担とします。

(1) 申請書

ア 介護事業所の業務改善フォローアップ研修受講に関する申請書
(様式1)

イ 事業計画書(様式2)

(2) 提出期限 令和8年6月12日(金)17時00分 必着

(4) 提出方法 電子メール

(5) 提出先 E-mail: chibakaigocenter@nttdata-strategy.com

7. 選考方法

(1) 事業所の選定

事業所の決定に当たっては書面審査を実施します。(2)に示す審査項目のほか、地域バランス等を含めて総合的に判断します。選定結果については、全ての応募者に書面で通知いたします。

(2) 審査項目

ア 事業を実施する上で十分な組織体制であること。

イ 事業内容・事業趣旨を十分に理解していること。

ウ 事業所での取組が県内の見本となる意欲が十分であること。

8. スケジュール

日程	内容	令和8年6月12日(金)	申請書の受付期限
		令和7年6月下旬	研修参加の選定通知

9. 申請の取り消し

次のいずれかに該当する場合には、申請を受け付けないこととします。また、事業所の選定後に、次のいずれかに該当することとなった場合、又は該当していたことが明らかになった場合には、その選定を取り消します。

- (1) 「5. 応募資格」の各項目を満たしていない場合
- (2) 暴力団である又は暴力団もしくは暴力団員と関係を有している場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 破産等、事業への参加が困難と認められるに至った場合
- (5) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、申請及び事業の実施に当たり著しく信義に反する行為があった場合

10. その他

- (1) 申請は、同一事業者であっても、県内に複数の対象事業所を有する場合は、それぞれの事業所において申請が可能なものとします。
- (2) 申請書は、本事業の事業所選定以外の目的には使用しません。ただし、千葉県情報公開条例に基づき公開する場合があります。

11. 問合せ先

千葉県介護業務効率アップセンター

〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル6階

電話：043-216-2011

E-mail：kaigochiba@kaigo-center.or.jp